

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科治療時医療管理料
- 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算
- 在宅療養支援歯科診療所1
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 歯科訪問診療料の注1 3に規定する基準
- 手術用顕微鏡加算
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- 光学印象
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 歯科技工加算1及び2
- 歯周組織再生誘導手術
- 歯根端切除手術の注3
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価（I）
- 酸素の購入単価
- 医療DX推進体制整備加算

■医療情報取得加算に係る掲示

当院ではオンライン資格確認を行う体制を整備しています。

当院ではマイナ保険証の利用及び問診票を通じて診療情報を取得・活用する事により、質の高い医療の提供に努めております。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解・ご協力をお願いいたします。